

第9期 東久留米市介護保険運営協議会（第3回） 会議録

- 1 会議名 第9期 東久留米市介護保険運営協議会（第3回）
- 2 日時 令和7年5月29日（木）午後7時から午後7時40分まで
- 3 会場 東久留米市役所7階 701会議室
- 4 出席委員 奥山委員（会長）、檜垣委員（副会長）、後藤委員、長谷川委員、安達委員、中島委員、福泉委員、島崎委員、赤星委員、佐々木委員、明日委員、飯田委員、新妻委員 以上13名
- 5 欠席委員 小玉委員 以上1名
- 6 事務局 中谷福祉保健部長、廣瀬介護福祉課長、大木係長・鈴木主任（以上、保険係）、東海係長（介護サービス係）、原田係長（地域ケア係）、池主査
- 7 傍聴人 4名
- 8 次第
 - （1）開会
 - （2）配布資料確認
 - （3）議題
 - 議題1 第9期東久留米市介護保険運営協議会（第2回）の会議録について
 - 議題2 地域包括支援センターの体制整備について③
 - 議題3 地域密着型サービスについて
 - （4）その他
 - （5）閉会
- 9 配布資料
 - 【資料1】 第9期東久留米市介護保険運営協議会（第2回）会議録（案）について
 - 【資料2】 地域包括支援センターの体制整備について③
 - 【資料3】 地域密着型サービスについて
 - 【参考資料1】 第10期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画基礎資料等作成業務・計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領
- 10 会議録

(1) 開 会 (省略)

(2) 配布資料確認 (省略)

(3) 議題

議題1 第9期東久留米市介護保険運営協議会(第2回)の会議録について

(省略)

議題2 地域包括支援センターの体制整備について③

【会 長】 議題2 地域包括支援センターの体制整備について③について、事務局より説明願う。

【事務局】 議題2、地域包括支援センターの体制整備について、資料2に沿って説明する。

前回までの経緯であるが、地域包括支援センターの増設の時期として①令和8年4月、②令和8年10月、③令和9年3月の3案をお示したところである。

あわせて、地域包括支援センターの担当圏域案についても、事務局案をお示したところである。

なお、地域包括支援センターの担当圏域と日常生活圏域の区域は同一のものとしている。

次に、2、報告事項であるが、前回の運営協議会において、地域包括支援センター業務を委託している法人からも御意見をいただいた上で検討していきたいとお伝えしているところであり、以下のとおりヒアリングを実施したので、報告する。

まず、実施時期であるが、令和7年3月6日から3月12日に対面で実施した。

対象法人であるが、令和7年3月時点において、東部地域包括支援センターの運営を受託している社会福祉法人マザアス、中部地域包括支援センターの運営を受託している社会福祉法人三育ライフ、西部地域包括支援センターの運営を受託している社会福祉法人竹恵会、また、地域包括支援センターブランチとして在宅介護支援センターの運営を受託している医療法人丸山会の4法人にヒアリングを実施した。

ヒアリング事項であるが、担当圏域における現状と課題、担当圏域案についての御意見、増設の時期などについて、御意見を伺っている。

ヒアリング結果であるが、別紙1を御覧いただき、詳細は、各自お目通しいただければと考えるが、主な意見について紹介する。

まず、現在の担当圏域における現状と課題においては、予防プランの委託を受けてくれ

る居宅介護支援事業所が少ないことや、ケアマネジメント業務が包括業務を圧迫していること。また、都営住宅や大規模団地と戸建てなどの一般住宅では、困難の内容に違いがあり、特に都営住宅において課題が多く見られること。また、包括への相談件数などが増加していることなどが共通の御意見であった。

次に、担当圏域案についての御意見であるが、町名での区分けが分かりやすいという御意見がある一方、町名による区分けは昔からのつながりにもよるという御意見があった。

また、圏域変更となることで利便性がよくなる。都営住宅は課題が多いことから配慮が必要だという御意見。ほかにも、高齢者の対象人口を可能な範囲で4包括間において平準化してほしいという御意見があった。

増設の時期についてであるが、遅い時期がよい、早ければ早いほうがよいが年度末と年度当初は市民からの相談も多く繁忙期であることから令和8年10月が妥当という御意見があった。

医療機関については、それぞれの圏域によって、交通状況等により、受診する医療機関が異なることが分かる。

最後に、その他として、職員体制や事務所の配置について御意見をいただいている。

次に、3、検討事項、(1) 地域包括支援センターの増設時期についてである。

別紙2の、これまで増設時期として示している3案について、それぞれ予算及び予算要求時期、準備・引継ぎ期間、メリット、デメリットについて項目ごとに比較した資料となっている。

なお、比較検討においては、表の下に記載しているが、4点御留意いただきたい。

まず、①年度末及び年度当初の2月から4月は繁忙期であり、市民からの相談件数や事務量等が増加するということ。②令和8年9月に情報共有ツールとして使用している地域包括支援センターシステムの入替えがあること。③現行包括の受託法人である3法人から、増設包括の受託法人となる1法人への3対1での引継ぎとなること。④通常の包括業務と同時進行での引継ぎとなること、について留意する必要がある。

また、今回、西部地域包括支援センターの引継ぎを年度末の1月から3月の3か月で実施しているが、引継ぎをした中で浮かび上がった課題についても反映したものとしている。

事務局としては、ヒアリング結果等も踏まえ、令和8年10月が妥当だと考えている。

次に、(2) 担当圏域案についてであるが、別紙3を基に説明する。

今回、本運営協議会にて、委員よりいただいた御意見やヒアリング結果等を踏まえ、前

回提示案から一部圏域案を変更している。

変更した地域であるが、市内地図の太枠内、中央町1丁目、2丁目、6丁目を③仮中部地域包括支援センターの圏域として変更している。なお、今回は、②仮北部地域包括支援センターの圏域としていた箇所になる。また、中央町1丁目及び2丁目には、それぞれ都営住宅が存在する。

今回の変更により、4包括の高齢者人口について、より平準化が図られた形となっている。

資料2に戻り、最後に、4、地域包括支援センター職員の資格要件等について、別紙4を基に説明する。

市では、「東久留米市地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例」において、職員に係る基準を定めており、それぞれ、保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者、主任介護支援専門員その他これに準ずる者としている。

令和6年の介護保険制度改正により、主任介護支援専門員その他これに準ずる者について要件が追加されたため、改めて、市として、資格要件等を整理したものとなっている。

主任介護支援専門員その他これに準ずる者に関して追加された要件であるが、3の主任介護支援専門員その他これに準ずる者の下から4行目、「又は」以降の箇所になる。「又は地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員（専任か否かは問わない。）として従事した期間が通算5年以上である者」という箇所が追加されている。

また、1番、保健師その他これに準ずる者として、公衆衛生業務経験の具体、公衆衛生業務経験というものがあるが、こちらの具体は国から示されていないため、改めて市として、具体を想定している要件を提示している。

資料の説明は、以上となる。

【事務局】今回、地域包括支援センターの体制整備としては、これまで委員の皆様からいただいた意見や、地域包括支援センターの運営を受託している法人からいただいた意見等を踏まえ、市の方向性を示した形となっている。

今後のスケジュールを鑑みると、本日の運営協議会をもって、増設の時期と担当圏域についての検討は終了となることを踏まえ、審議のほど、よろしくお願いします。

【会 長】事務局より説明があったが、まず、地域包括支援センターの増設の時期につい

て、事務局より3つの案が提案され、担当としては、②の令和8年10月が最適であるということであるが、この件で質問などがあるか。

【委員】地域包括支援センターのヒアリングの結果を見ると、やはり10月あたりというのは、相談件数が非常に多い。強いて言うならば、年度末のほうが好きという意見もあるが、その辺のところを前受託者などはどう考えているのか伺う。

【事務局】今回、現受託法人の3法人と、ブランチの法人へヒアリング実施した中では、やはり、2月から4月にかけて、年度末にかけて、相談がかなり増えてくるということ。また、今回、西部地域包括支援センターの受託法人の交代があり、引継ぎが生じたが、1、2、3月、年度末にかけて引継ぎをした中で、加えて、相談件数がたくさん増えてくる状況においての引継ぎは本当に大変であると、前受託法人からは、年度末は避けたほうがいいのではないかとこの御意見をいただいたところである。

【委員】地域包括支援センターシステムの入替えが令和8年9月ということで、これは入替え時期が10月からということであるが、例えば、国のほうとの関係などでは、何か課題というのがあるか。

【事務局】現在、地域包括支援センターのシステムというのは、独自回線を引いて運営をしており、また、情報共有のツールともなっている。こちらは長期継続契約にて契約締結している関係においても、ちょうど令和8年の9月で契約が終了となるため、次に結ぶべきシステムの更新の時期となるので、一緒に考えられるというメリットがある。

【会長】それでは、4包括の4圏域の移行については、令和8年の10月ということで、介護保険運営協議会の意見として集約したいと思います。

(「異議なし」の声)

次に包括の担当地域について、事務局より、新たな包括の担当圏域案が出された。この件についても、質問等はあるか。

無いようなので、包括の担当地域については、今回提示された新たな包括の担当圏域の案で進めるということで、介護保険運営協議会の意見として集約したいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議題3 地域密着サービスについて

【会長】議題3、地域密着サービスについて、事務局より説明願う。

【事務局】資料3に沿って説明する。当市の介護保険運営協議会は、所掌事務として、地

地域密着型サービス運営協議会の役割を担っている。そのため、定例的な議題として、地域密着型サービスの整備状況等を報告するものである。

初めに、１、地域密着型サービスの新規指定・廃止についてであるが、令和６年４月１日以降に、新規指定もしくは廃止した事業所の一覧となっている。

（１）新規指定の事業所について、１つ目が、サービス種別、地域密着型通所介護として、事業所名は「ビーナスプラス東久留米」が令和６年７月１日に新規開設。続いて同じく、地域密着型通所介護として、事業所名は「デイサービス 知好楽」が、令和６年１１月１日に新規開設した。

次に、（２）廃止の事業所について、こちらの３事業所全て地域密着型通所介護であるが上から、事業所名として、「くるめりハビリティデイサービス」が令和６年５月３１日に、続いて、事業所名が「デイサービス一期一笑東久留米」が令和６年９月３０日、続いて「デイサービス アイネカフェ」が令和７年４月３０日にそれぞれ事業廃止となっている。

次に、２、地域密着型サービスの整備等についてであるが、それぞれのサービス種別において、事業所の整備数と定員数について、令和６年３月３１日時点と令和７年４月３０日時点で比較したものであり、先ほど説明した「新規指定」及び「廃止」をした事業所の内容が反映されたものとなっている。

変更があった箇所について説明するが、項番③番、地域密着型通所介護について、中部圏域において、「ビーナスプラス東久留米」「デイサービス 知好楽」の２か所が増となった一方、「くるめりハビリティデイサービス」「デイサービス アイネカフェ」の２か所が減となり、整備数としては変わらず１３、定員数としては６名の増となっている。

次に、西部圏域において、「デイサービス一期一笑東久留米」の１か所が減となり、整備数は８、定員数としては、他の事業所の定員変更もあり、差引きの結果、５名の減となっている。なお、地域密着型通所介護への参入が多い理由としては、定員１９人以上の通常規模のデイサービスよりも単位数が高く設定されていることや、比較的低コストで建物や設備が用意できること、また、人員基準がクリアしやすいことなどが考えられる。

地域密着型通所介護以外のサービス種別については、事業所の整備数、定員数ともに変動はない。

説明は以上である。

【会 長】事務局の説明に対し、質問・意見等はあるか。

【委員（島崎）】資料の表を見ると、地域密着型サービスにおいて廃止となった事業所が多いように感じるが、具体的にどのような要因で事業を廃止に至ったか市のほうに説明などはあるのか、答えられる範囲で伺う。

【事務局】今回、3事業所の廃止があったが、市のほうへ届出があった際の理由としては、施設の老朽化により、同じ法人内の他の店舗へ移転されたことや、管理者の方が体調不良などによって、廃止に至った、そのような理由が挙げられている。

【会長】ほかになにか質問等あるか。

ないようなので、議題については以上となるが、その他として、各委員、事務局より何かあるか。

（４）その他

【事務局】事務局より報告２件と次回協議会の日程連絡、机上配付しているパンフレット類の御案内をする。

１件目の報告であるが、参考資料１に沿って説明する。

第１回の協議会の場において、説明した第１０期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、今後、令和８年度末までに市が策定することとなる。

このことについて、円滑に計画策定が進められるよう、民間事業者へ策定支援業務を委託することとしているが、今般こちらの資料にあるとおり、その契約相手を選定するため、プロポーザル方式での公募を開始したので、報告する。

時間の都合上、委託の内容の要点や、今後に関わる部分のみ説明する。

１ページ目であるが、本要領の説明及び公募の趣旨を記載しているが、上から５行目になるが、第１０期の計画から、認知症施策推進計画、これを包含することについて触れている。

次に、同じページの２、委託業務の概要等の（３）業務委託内容であるが、令和７年度には基礎資料等作成業務委託、これは、主にアンケート調査を実施するものである。令和８年度では、これら基礎資料を基に計画の中身を策定してしていくこととなる。

（４）提案限度価格であるが、市の予算上の上限となっており、各年度においては、４７８万５,０００円、４６４万２,０００円を上限としている。

４ページ中段の表、契約締結までのスケジュールであるが、今年度４月の７日より、こちらの公募要領を公表している。本日から見れば、事業者からの提案書の提出、審査委員会における一次審査を行うという段階にきている。最終的には７月の中旬から下旬にかけ、

契約を締結する予定となっている。

このほかの内容については、審査の内容などに関するものであるため、説明は省略する。

また、ただいま説明したアンケート調査については、11月の本協議会において、そのアンケートの設問の説明、2月には単純集計の結果がお示しできるかというふうに考えている。1件目の報告は以上である。

続いて2件目の報告であるが、資料等はなく、口頭での報告となる。

今年度より、市では、いわゆるペーパーレス化の方針について、策定をしたところである。これに伴い、本協議会においても、今後、徐々に可能な範囲というものを見極めながら、ペーパーレス化といったものを進めていきたいというふうに事務局で考えているので御理解、御協力のほど、お願いする。

次に、次回、第4回の協議会開催予定についてであるが、回りの日程については、未定となっているものの、例年に倣えば、8月の開催を見込んでいるところである。詳細等が定まり次第、改めて連絡をする。

【事務局】最後に、机上配付したパンフレットなどについてであるが、「東久留米市地域包括ケア特集 ～わがまち東久留米でいつまでも～」というタブロイド紙である。これは、例年、年度当初に全戸配布しているタブロイド紙であり、介護予防・フレイル予防に対する理解を一層促進することを目的に、高齢者の方が介護予防・フレイル予防に関心を持っていただけの契機とするために配布している。

1面のフレイル予防の啓発から、中面に一般介護予防に係る具体的な事業や取組に関する内容を掲載している。また、認知症に関する事業や、もしものときに備えるということの御案内なども載せている。裏面には、地域包括支援センターの相談先の御案内を掲載しているものとなる。こちらについては、随時、啓発活動などを実施していく。

事務局からは以上である。

【会 長】それでは、これをもって、第3回東久留米市介護保険運営協議会を閉会とする。

閉会時刻：午後7時40分